

睦沢町奨学資金貸付制度

町では、今年度より大学（短期大学含む・大学院除く）、高等専門学校（第4学および第5学年）または専修学校（専門課程）に入学、在学する方のうち、学業成績が優秀かつ健康な方で経済的理由により修学が困難な方に次のとおり奨学資金の貸付けを行います。

【貸付対象者】

貸付け対象者本人また保護者が町内に住所を有すること

【貸付金額】

修学費 月額 3万円以内

就学支度費 30万円以内

【貸付条件】

貸付利息 なし

貸付期間 決定のあった月から、その学校における正規の修学期間を終了する月まで

返済方法 貸付けが終了した月の6月後から10年以内に月賦または半月賦により返済

※貸付審査により、ご希望に沿えないこともありますのでご了承ください。

奨学資金の詳しい内容及び貸付けを希望する方は、下記までお問い合わせください。

※なお、高等学校の奨学資金の貸付けについては、平成28年度で廃止となります。

今後、高等学校の奨学資金を必要とする場合は、千葉県等の制度をご利用ください。

問い合わせ 教育課 学校教育班 ☎(44)2509